

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

4-1 分限処分について

分限処分とは、勤務実績不良の場合や心身の故障の場合、またはその職に必要な適格性を欠く場合において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

区分 処分の具体的な理由	処分の種類				
	免職	降任	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合					0人
心身の故障の場合					0人
職に必要な適格性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人
条例で定める事由による場合					0人

4-2 懲戒処分について

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を行われる処分です。

区分 処分の具体的な理由	処分の種類				
	免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反関係					0人
公金公用物等取扱関係					0人
公務外非行行為					0人
交通事故・交通法規違反関係					0人
監督責任関係					0人